

広島県教育委員会告示第二号

博物館法（昭和二十六年法律第二百八十五号）第二十九条の規定によって、次のとおり博物館に相当する施設として指定した。

令和二年七月三十日

広島県教育委員会

教育長 平 川 理 恵

設置者の名称	設置者の住所	施設の名称	施設の所在地	指定年月日
公益財団法人みやうち芸術文化振興財団	廿日市市宮内字高通四三四七番地二	アートギャラリーミヤウチ	廿日市市宮内字高通四三四七番地二	令和二年七月一〇日